



ちりめん街道、  
未来を紡ぐ方募集！

**与謝野町地域おこし協力隊募集要項**  
(空き家活用促進担当 & 観光誘客促進担当)

与謝野町役場 産業観光課

## II. 観光誘客促進担当 (ちりめん街道エリア)



## ～与謝野町ってどんなところ～



与謝野町は京都府北部、丹後半島の付根に位置します。鬼退治伝説で有名な大江山連峰の山々を背に、町内を流れる野田川流域を中心に平野部が広がり、日本三景天橋立を望むことができます。総面積、約108平方キロメートル、人口約2万人の町です。

気候は秋から冬にかけて降水量の多い山陰型気候で「うらにし」と呼ばれる時雨が特徴です。春は桜、夏は新緑、秋は黄金色の稲穂と紅葉、冬は多くの水鳥が水辺に集い、季節毎に様々な表情に変化し町を彩ります。

古くから高級絹織物である「丹後ちりめん」の産地として栄え、与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子夫妻のゆかりの地としても知られています。

また、農業も盛んに行われており、豊かな自然と文化が織りなす与謝野町は人々の暮らしを優しく包んでくれます。



## ～日本遺産の魅力を観光コンテンツで発信～

与謝野町加悦には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「ちりめん街道」があり、丹後ちりめんの生産地として栄えた古い町並みが残っています。

ちりめん街道は、日本遺産「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」の重要な構成文化財の1つとなっていますが、その魅力を来訪者に体験・体感していただく観光コンテンツの造成が十分ではなく、現在与謝野町観光協会と連携し商品造成に取り組んでいます。

この取組について、与謝野町観光協会等と一緒に活動していただける地域おこし協力隊「観光誘客促進担当」を募集します。

今回、与謝野町観光協会が受入事業者となり、町と一緒に地域おこし協力隊の活動をサポートする予定にしています。

与謝野町に、賑わいを広げていくために、あなたの力が必要です。  
ご応募お待ちしております！

## 1. 募集概要

(1) ミッション：与謝野町観光協会及び与謝野町役場と連携した業務内容

【与謝野町観光協会における観光誘客促進活動】

- ・与謝野町観光協会における観光地域づくり活動の支援
- ・ちりめん街道の歴史・文化等、地域特有の観光資源の掘り起こしとそれらを活用した観光商品企画の実施
- ・地域住民や事業者と連携したツアーの企画実施
- ・行政、民間事業者、各種団体等との調整・連携
- ・webサイト及びSNS等による地域情報や観光情報の発信
- ・観光案内所での観光案内（電話対応、窓口対応などを含む）
- ・その他（町内の地域おこし協力隊との協力、連携）

(2) 求める人物像

- ・観光振興に興味があり、与謝野町観光協会及び与謝野町役場と協働して観光誘客に取り組める方
- ・地域事業者や住民とコミュニケーションが取れる方
- ・観光産業務経験のある方（経験がなくてもOK）

(3) 受け入れ体制

- ・与謝野町観光協会内にデスクを構え、同協会スタッフとともに業務に取り組んでいただきます。
- ・観光商品企画や観光案内業務経験を蓄積でき、3年後は与謝野町観光のスペシャリストとして、引き続き与謝野町観光協会または町内の観光関連事業者、観光ガイド等として活動が見込めます。

(4) 地域おこし協力隊の3年間のロードマップ

1年目：観光協会スタッフとともに業務を行い、全体業務等の流れを把握

2、3年目：上記に加え、ちりめん街道エリアにおける観光商品企画等、担当業務を実施

(5) 応募・選考の流れ

募集：令和7年9月中旬～10月中旬

書類選考：令和7年10月中旬

町内案内：令和7年10月下旬

プレゼン審査・個人面接：令和7年11月上旬

認定予定：令和7年11月中旬

活動開始：令和7年12月～

## 2. 募集対象【次の要件をすべて満たす方とします】

- (1) 以下に掲げる要件に該当し、与謝野町地域おこし協力隊隊員として認定後、与謝野町へ生活の拠点を移すとともに、住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する住民票をいう。）を異動する意思のある方
  - ・現住民票所在地から本町へ転入する際の地域要件が、総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する人（地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。）
- (2) 地域おこし協力隊として3年間の活動期間終了後も、起業又は就業して与謝野町に定住しようとする意思のある方
- (3) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- (4) 土日及び祝日の活動や行事参加、夜間の会議など不規則な活動体制に対応できる方
- (5) 普通自動車運転免許を有し、運転に支障のない方
- (6) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイントでの書類作成等）のほかSNS等による情報発信ができる方
- (7) 心身共に健康で、町、受入事業者、住民と協力しながら意欲を持って地域おこし活動に取り組み地域行事等にも積極的に参加できる方
- (8) 地域の特性や風習を尊重し、住民と円滑なコミュニケーションを図ることのできる方
- (9) 日常生活や活動において、意思疎通に支障のない日本語の語学力がある方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体またはそれらの構成員に該当しない方

### **3. 募集人員**

1名

### **4. 勤務地**

与謝野町観光協会（京都府与謝郡与謝野町字加悦1060 旧加悦町役場庁舎内）

### **5. 勤務日及び勤務時間**

勤務日は原則として週5日（シフトにより土・日・祝日勤務があります）

休日：年次有給休暇10日、特別休暇制度等あり

勤務時間は8：45～17：15（昼休憩1時間）で1日あたり7時間30分。

ただし、業務内容により変更する場合があります。

### **6. 任用形態・期間**

与謝野町会計年度任用職員として与謝野町長が任命

初年度の任用期間は任命の日からその年の年度末までとします。その後、勤務成績が良好な場合、年度ごとに再度任用するものとし、最長3年間（任命日から令和10年3月31日まで）任用するものとする。

### **7. 報酬・福利厚生等**

#### (1) 活動報酬

月額219,809円（上限額） ※経験年数によって決定

※期末・勤勉手当あり

#### (2) 福利厚生等

通勤手当は通勤の距離に応じて支給します。

社会保険（雇用保険、厚生年金、共済組合）に加入します。

住居は町が借り上げ、貸与します。

（家賃は予算の範囲内で町が負担、光熱水費等は本人の負担となります）

### **8. 応募・選考の流れ**

地域おこし協力隊は制度上「都市部の若者等が過疎地域等に移住する事」となっており、与謝野町にご応募いただく方の住民票がある市町との地域要件が合うか確認させていただきます。

事前に産業観光課（0772-43-9012）までお問い合わせください。

#### (1) 募集期間

令和7年9月16日（火）～令和7年10月16日（木）

締切：10月16日（木）正午【必着】

#### (2) 提出書類（提出された書類は返却しません。）

エントリーシート（与謝野町のホームページからダウンロードしてください。）

#### (3) 提出先

与謝野町役場産業観光課へ郵送又はEメールで送信してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊応募書類在中」と朱書きしてください

住所：〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

Eメール：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

※3日以内（土日除く）に返信が無い場合は、ご連絡ください

#### (4) 選考方法

##### ①第一次選考（書類選考）

令和7年10月17日（金）～23日（木）

書類審査による選考の上、結果をメール及び文書で通知します。

##### ②受入事業者訪問・町内案内

令和7年10月24日（金）～31日（金）

※交通費等は応募者の負担とします

##### ③第二次選考（プレゼンテーション審査・個人面接）

令和7年11月上旬

第1次選考合格者を対象に与謝野町内で面接を行います。

時間・場所は一次選考後にメールにて連絡します。

※交通費等は応募者の負担とします

##### ④選考結果の通知

選考結果は、第二次選考終了後、応募者全員にメールで通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません

※合格者がいない場合は再度募集します

##### ⑤認定予定日

令和7年11月中旬

##### ⑥活動開始

令和7年12月1日～

#### ※注意事項

- ・応募書類、選考期間中の発言等に虚偽があった場合は、失格となる場合があります。
- ・選考・転入時にかかる本町までの交通費、引っ越し費用は隊員の負担とします。

#### **応募先・問い合わせ先**

〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1 与謝野町役場産業観光課（担当：西原）

電話：0772-43-9012

Eメール：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

※3日以内（土日祝除く）に返信がない場合は、ご連絡ください。